

## 令和4年度事業計画書

### 基本方針

新型コロナウイルス禍の影響で、人と人とのつながりが制限されるなか、人と動物の適切な関わり、動物とのふれあいにより、癒しや生きがいにつなげることが求められています。

動物が家族の一員としてかけがえのない地位を占め、ますますその絆が深まる一方、飼育してみたものの想像していたより世話が大変などの理由から飼育放棄される動物も増えているようで、大変残念なことです。

動物の飼養にあたっては、関係法令を遵守し、適正飼養と終生飼養の徹底、安全で快適な飼養保管環境を確保することにより、「飼い主よし」「動物よし」「近所よし」の動物との暮らし「三方よし」の社会づくりが必要です。

このことを踏まえて、滋賀県の施策と整合を図りながら、動物の愛護思想の普及啓発事業および動物保護管理業務を推進し、人と動物が共生する社会づくりに努めます。

### 1 動物愛護思想の普及啓発事業

動物の愛護及び適正な飼養による人と動物にやさしい社会づくりをめざし、動物の習性・特性に関する専門性・技能・経験を生かし、動物愛護の普及啓発業務を推進するため、次の事業を行います。

#### (1) 「動物愛護のつどい」の開催

動物のことを学び、命の大切さや思いやりの気持ちを育むことを目的として、新型コロナウイルスの感染拡大に十分な配慮をして開催します。

開催日：動物愛護週間（9/20～9/26）期間中

開催場所：滋賀県動物保護管理センター（以下「動管センター」という。）  
および公共ホール（講演会場）

参加予定人数：里帰り交流会30人程度＋講演会30人程度

内容：令和2・3年度に譲渡した犬・猫の里帰り交流会、講演会の動画と協会紹介ビデオを収録した動画セミナー、犬・猫の相談など、告知CM放送

#### (2) 長寿犬・長寿猫優良飼養者、動物愛護功労者表彰、感謝状贈呈

長年にわたり犬・猫を適正飼養し、長寿に導いた犬・猫飼養者や日頃から他の模範となり適正な飼養を実践されている動物愛護功労者を「動物愛護のつどい」で表彰します。また、多額の寄付者に感謝状を贈呈します。

#### (3) 犬および猫の不妊・去勢手術助成事業

動管センターと大津市動物愛護センター（以下「愛護センター」という。）から譲渡された犬または猫の飼養者および賛助会員に対し、不妊・去勢手術経費の一部を助成します。また、対象に飼い犬・猫の不妊・去勢手術経費の一部を助成します。

犬の不妊手術助成額 6,000円

猫の不妊手術助成額 4,000円

犬の去勢手術助成額 4, 0 0 0 円

猫の去勢手術助成額 3, 0 0 0 円

(4) 災害時のペット同行避難の啓発

株式会社エフエム滋賀が滋賀県防災危機管理局・医療政策課感染対策室の特別協力を得て、毎年9月1日に、県内の小学3年生から6年生を対象に11万部制作発行されている「家族で読めるやさしい防災ハンドブック」に「ペット同行避難訓練の広告」を掲載します。

(5) 広報啓発活動の充実

一般の県民からの愛犬・愛猫についてのエピソードや思い出話や、協賛施設のPR広告を掲載するほか、獣医師から日頃の診療や気づきなどの記事の投稿を依頼するなど広報誌「わんにゃん広場」（年4回発行）をより読みやすく内容の充実を図り、県内の図書館等、配布先を拡大します。

また、協会の事業や活動をより広く知っていただくため、「びわ湖わんにゃんマルシェ」に出店するとともに、量販店でパネル展を行うなど幅広く県民に普及啓発します。

(6) フォトコンテストの実施とオリジナルカレンダーの制作

動管センターから譲渡された犬猫が、幸せに飼われていることを訴えるとともに、動管センターや協会のことをより知っていただくことを目的に、譲渡された犬猫や動管のセンターの写真を募集するフォトコンテストを行い、優秀作品をカレンダーの写真に使用することで、県民の犬猫への理解・関心を高めることとします。

(7) わんにゃん掲示板の設置

やむを得ない理由で飼養できなくなった県民の方の新しい飼養者探しに協力するため、動管センター、愛護センター内の掲示板および協会ホームページ内に「わんにゃん掲示板」を設置します。

(8) 協会ホームページによる情報提供

わんにゃん掲示板などの協会情報や動管センターの犬・猫の保護情報など、適正飼養に関する新しい情報を提供します。

(9) 動物慰霊祭

やむを得ず処分された動物の霊を慰めるため、新型コロナウイルスの感染拡大に十分な配慮をして開催します。

(10) 職員の専門的技能等の習得

職場の健康を維持・増進するための研修会を開催します。

また、職員の資質向上および動物に係る知識・技能を習得するため、関係団体が主催する研修会や講習会に参加します。

(11) 自主財源確保

安定した協会運営や愛護啓発の充実を図るため、賛助会員を対象とした不妊・去勢手術助成事業や協賛施設制度の導入により賛助会員の拡大やわんにゃん募金箱など寄付金の確保に努めます。

(12) 動物愛護関係事業への協力

県内で開催される動物愛護関連事業に協力します。

## 2 動物管理業務の推進

動物の飼養は、狂犬病予防法、動物の愛護及び管理に関する法律、滋賀県動物の保護および管理に関する条例等に基づき適正に行うことが必要です。滋賀県が行う動物の適正飼養に係る次の業務を受託し、実施します。

- ① 犬および猫による苦情処理業務
- ② 野犬等の保護業務
- ③ 犬および猫等の引き取り業務
- ④ 地域猫対策事業への対応業務
- ⑤ 犬および猫の適正飼養に対する指導助言業務
- ⑥ 特定動物逸走時の保護業務
- ⑦ 動物の適正飼養等の普及啓発業務
  - ・ 犬猫の正しい飼い方講習会
  - ・ 犬猫の譲渡事業
  - ・ 動物愛護学習（小学生等）
  - ・ ペット防災対策講習会
  - ・ 動物飼養相談